

緊急経済対策について

1 宇都宮市緊急経済対策本部の設置

(1) 名称

宇都宮市緊急経済対策本部

(2) 所掌事務

- ・ 経済状況等の悪化に伴う市民生活及び企業活動等への対策の推進
- ・ 経済状況等の悪化への対策の推進に関する関係部局間の調整
- ・ その他経済状況等の悪化の対策について必要な事項

(3) 組織

- ・ 構成員は庁議部長会議のメンバーとし、本部長を市長、副本部長を副市長とする。
- ・ 行政経営部長を幹事長とし、関係課長をメンバーとする幹事会を設置する。
- ・ 事務局は、行政経営部財政課に置く。

(4) 設置

平成20年12月から必要とされる当面の間

2 具体的な対策

(1) 中小企業への金融支援

ア 「緊急景気対策特別資金」の拡充【平成20年12月1日から実施】

融資対象者の拡大

⇒ 売上高の減少率を3パーセント以上に緩和（従前 5パーセント以上）

⇒ 売上高の減少のほか、平均販売数量、平均売上総利益率又は平均営業利益率の減少を追加

イ 「信用保証料の補助制度」の拡充

- ・ 補助対象者を小規模企業者から全ての中小企業者に拡大
- ・ 対象要件を融資額300万円以内から1,000万円以内に拡大

ウ 金融相談窓口の強化

- ・ 窓口相談員を3名から4名に1名増員
- ・ 年末の相談窓口を12月30日まで開設
- ・ 商工会議所や商工会との連携強化

エ 中小企業融資制度の拡充【平成20年12月追加補正予算案】

融資枠の拡大 約125億円から約155億円に拡充（約30億円増）

(2) 雇用対策

ア 市単独雇用助成制度の拡充

- ・ 支給要件の緩和
⇒ 雇い入れから6か月以上勤務から3か月以上勤務に緩和 など
- ・ 「再就職支援セミナー」の追加開催

イ 国県との連携強化

「再就職支援合同面接会」(ハローワーク・県)の新規開催への協力

(3) 公共事業の追加, 前倒し

ア 公共事業の追加【平成20年12月補正予算案】

国の1次補正予算に対応した公共事業等の実施 (約3億円)

イ 第4四半期予算配当の前倒し

第4四半期予算配当の前倒しによる早期発注の実施 (約5億円)

ウ 入札残を活用した公共事業の前倒し

入札執行による残金を活用した修繕工事などの前倒し実施 (約2億円)

(4) その他

支払手続きの早期化の徹底

3 今後の検討事項

追加が見込まれる国の経済対策との整合を図るとともに, 中小企業者等の意向を把握しながら本市の対策を検討